

2 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、新宮市役所税務課へお問い合わせください。

1 本書は、特別徴収の（個人の市民税・県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転職等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

市民税 市民税 (あて先) 新宮市長										給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書										整理番号											
受付印										給与（特別徴収義務者）		所在地		〒										担当者		課係		年度		特別徴収指定番号	
年 月 日 提出										支 払 義 務 者		名 称												氏 名		年度		宛名番号			
										個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)														電話番号		年度		特別徴収指定番号			
																								内 線				宛名番号			
フリガナ										新 姓		(ア)		(イ)		(ウ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法									
氏 名										姓		特別徴収税額 (年税額)		徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分		未徴収税額 (ア) - (イ)		令和 年 月 日		※事業主及び従業員の希望のみによる 普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収税額の 徴収方法									
生年月日										元号 年 月 日		1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成		月分から		月分まで		番号を記入		1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他		番号を記入①特別徴収継続 ②一括徴収 ③普通徴収 (本人が納付)									
個人番号										円		円		円		月 日		8.その他の理由 を右欄へ記入													
住所										1月1日現在																					
異動後																															

① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)													
新しい勤務先 (特別徴収義務者)		所在地		〒		特別徴収指定番号		担当者		氏名		新しい勤務先へは、	
フリガナ		法人番号		※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		月割額		円		を		月分	
												(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。	
												受給者番号	
												納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
												番号を記入 ← ① 必要 ② 不要	

② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)											
番号を記入		1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (ウ)と同額)を 右欄に記入		円		左記の一括徴収した税額は、		月分(翌月10日納期限)で納入します。	

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (① 及び ② に当てはまらない場合に記入してください。)											
番号を記入		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。							

新宮市 処理欄	年度	月分以降の 月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検
	年度	月分以降の 月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収切替 3 一括徴収 4 その他	入力者	点検

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。